

# 京極町農業委員会総会議事録

(第30回令和8年4月23日)

京極町農業委員会

# 京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月23日 午後1時30分から2時00分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 ( 10人 )

|      |      |
|------|------|
| 1 番  | 酒井勇一 |
| 2 番  | 森 忠志 |
| 3 番  | 後藤尚浩 |
| 4 番  | 横川順行 |
| 5 番  | 小山憲一 |
| 6 番  | 熊谷 聡 |
| 8 番  | 堅田 功 |
| 9 番  | 清本勝彦 |
| 10 番 | 粥川一也 |
| 11 番 | 船場 茂 |

4. 欠席委員 ( 1人 )

7 番 行天英宏

5. 議事日程

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 第1       | 会議録署名委員の指名について         |
| 第2 報告第1号 | 総会諸報告について              |
| 第3 報告第2号 | 農地移動斡旋委員会の経過について       |
| 第4 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 第5 議案第2号 | 農用地利用集積等促進計画の要請について    |
| 第6 議案第3号 | 農業委員会事務の実施状況等の公表について   |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 笠井 祐和

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

## 7. 会議の概要

開会時間 午後1時30分

船場会長

これより第30回京極町農業委員会総会を開会いたします。  
皆さんお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今日は案件も多く、この後斡旋委員会もありますので、スムーズに進行していきます。よろしくお願いたします。

事務局

本日、7番行天委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、5番小山委員、6番熊谷委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。  
委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

- 1、第29回京極町農業委員会総会を、令和8年3月26日に京極町役場議員控室で開催しております。
- 2、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、斡旋委員会を3月26日京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、相手方は、株式会社〇〇。調査員については、横川委員、堅田委員、事務局で対応しております。
- 3、同日、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、斡旋委員会を京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、相手方は、株式会社〇〇。調査員については、横川委員、堅田委員、事務局で対応しております。
- 4、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、斡旋委員会を4月9日京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、相手方は、

〇〇〇〇氏。調査員については、小山委員、船場委員、事務局で対応しております。

5、同日、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、斡旋委員会を京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、相手方は、〇〇〇〇氏。調査員については、森委員、後藤委員、事務局で対応しております。

6、同日、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、斡旋委員会を京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、相手方は、〇〇〇〇氏。調査員については、森委員、後藤委員、事務局で対応しております。

7、後志地方農業委員会連合会定期総会に4月14日、船場会長、事務局長で出席しております。

報告第1号については、以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和8年4月23日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、株式会社〇〇。番号2。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、株式会社〇〇。番号3。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。番号4。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。番号5。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。斡旋経過は別紙経過報告による。なお、議案書2ページ以降の斡旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議長

報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過について、番号1番、2番を横川委員より、3番を小山委員より、4番、5番を森委員より、報告をお願いいたします。

はじめに横川委員お願いします。

横川委員

それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

番号1番について、斡旋年月日は、令和8年3月26日木曜日午後2時15分。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、株式会

社〇〇。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の畑で〇〇㎡。斡旋は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。

番号2番について、斡旋年月日は、令和8年3月26日木曜日午後2時30分。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、株式会社〇〇。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番の畑で〇〇㎡。斡旋は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当た〇〇円。資金は自己資金です。

以上です。

議 長 ありがとうございます。続いて小山委員お願いします。

小山委員 それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

番号3番について、斡旋年月日は、令和8年4月9日木曜日午前9時00分。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の畑で〇〇㎡。斡旋は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金はプロパー資金です。

以上です。

議 長 ありがとうございます。続いて森委員お願いします。

森委員 それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

番号4番について、斡旋年月日は、令和8年4月9日木曜日午後1時30分。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の畑で〇〇㎡。合計〇筆で〇〇㎡。斡旋は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。

番号5番について、斡旋年月日は、令和8年4月9日木曜日午後1時50分。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番の畑で〇〇㎡。合計〇筆で〇〇㎡。斡旋は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金はステップアップローンです。

以上です。

議 長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動斡旋委員会の経過について」を終わります。

それでは、日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知につい

て」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書7ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご審議願います。

次のとおり農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので、同条第1項による許可を受けることを要しないものであるか否か審査のうえ受理するものとする。令和8年4月23日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

それでは、議案書8ページをご覧ください。

番号1。賃貸人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。賃借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、通知の年月日は、ともに令和8年3月26日。当初の契約。平成22年2月26日から平成27年2月25日まで。農地法第3条の契約でした。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号2。賃貸人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。賃借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、通知の年月日は、ともに令和8年4月9日。当初の契約。令和5年2月27日から令和10年2月26日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

議案第1号につきましては、以上となります。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり決定致しました。

続いて、日程第5、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書9ページをご覧ください。

日程第5、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の要請についてご審議願いま

す。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る北海道農業公社への要請のため、促進計画を作成したので議決を求める。また、農地中間管理機構が計画のとおり許可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。令和8年4月23日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の案件は、1議案10件となっており、所有権移転の計画が5件、新規の利用権の設定の計画が5件です。

それでは、議案書10ページをご覧ください。

番号1。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。滝川市〇〇、株式会社〇〇。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の期間。移転の時期、公告日。対価の支払期限、譲受人から公社には令和8年7月3日、公社から譲渡人には令和8年7月17日。引渡の時期、対価の支払日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号2。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。滝川市〇〇、株式会社〇〇。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の期間。移転の時期、公告日。対価の支払期限、譲受人から公社には令和8年7月3日、公社から譲渡人には令和8年7月17日。引渡の時期、対価の支払日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号3。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の期間。移転の時期、公告日。対価の支払期限、譲受人から公社には令和8年7月3日、公社から譲渡人には令和8年7月17日。引渡の時期、対価の支払日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号4。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の期間。移転の時期、公告日。対価の支払期限、譲受人から公社には令和8年7月3日、公社から譲渡人には令和8年7月17日。引渡の時期、対価の支払日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号5。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、公簿田、現況畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の期間。移転の時期、公告日。対価の支払期限、譲受人から公社には令和8年7月3日、公社から譲渡人には令和8年7月17日。引渡の時期、対価の支払日。対価、〇〇円で10アール当たり

〇〇円。

番号6。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、使用貸借。設定する権利。使用貸借。利用権の期間。始期、令和8年5月15日。終期、令和18年5月14日。

番号7。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇株式会社。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、使用貸借。設定する権利。使用貸借。利用権の期間。始期、令和8年5月15日。終期、令和8年11月14日。

番号8。利用権の設定等をする者。〇〇〇〇氏 成年後見人 京極町字〇〇 社会福祉法人〇〇。利用権の設定等を受ける者。札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和8年5月15日。終期、令和13年5月14日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号9。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇 〇〇〇〇氏。利用権の設定等を受ける者。札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和8年5月15日。終期、令和13年5月14日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号10。利用権の設定等をする者。札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇株式会社。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和8年5月15日。終期、令和13年5月14日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

議案第2号につきましては、以上となります。

議長

ただいまの説明に関連して番号1番、2番を横川委員より、3番と7番から10番を小山委員より、4番から6番を森委員より、補足説明をお願いいたします。

はじめに横川委員お願いします。

横川委員

1番、2番については、初めて作る場所になりますが、現在耕作地が隣接している土地と一体的に使用するため問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。続いて小山委員お願いします。

小山委員 3番は経営規模縮小のため、全町への斡旋により譲受人へ売買するもの、7番から10番については、先日契約解約された土地を、隣接地を耕作している農業法人が契約するもので、問題ないと思います。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。続いて森委員お願いします。

森委員 4番は離農のため、地区の認定農業者へ売買するもの、5番は賃貸している農地を売買するもの、6番は平成18年から使用貸借しており、更新するもので問題ないと思います。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第6、議案第3号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。日程第6、議案第3号、農業委員会事務の実施状況等の公表についてご審議願います。  
農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定による、農業委員会における「最適化の推進の状況等」及び「目標の設定等」(案)の公表について、次のとおり作成し京極町ホームページに公表するため議決を求める。令和8年4月23日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。1、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表は、別紙様式5のとおり。2、令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)は、別紙様式1のとおりです。  
議案書19ページをご覧ください。令和7年度の実施状況につきましては、以下のとおりとなっておりますのでご確認願います。

続きまして、議案書25ページをご覧ください。令和8年度の最適化活動の目標の設定等につきましては、以下のとおりとなっておりますのでご確認願います。

農業委員会事務の実施状況等の公表については、農業委員会等に関する法律第37条に基づく法令業務となっております。農地等の利用集積や効率的利用の促進に関する事務について、外部及び内部を問わずにはっきりと見える活発な活動が強く求められていることから、毎年度、実施状況の点検・評価及び目標の達成に向けた最適化活動の目標設定等を策定し、公表するために皆様にお諮りしているものです。

議案第3号につきましては、以上となります。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

粥川委員 前回の総会の促進計画案件で、総会翌日に賃貸人が亡くなったが、あの案件はどうなるのか。

事務局 総会翌日ということもあり、公告日を迎えてないため、契約には至ってません。改めて契約するのであれば、相続後が適切です。

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第30回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 5月28日(木) 午後 1時30分